

4. 坂出市再生可能エネルギー導入推進計画策定検討委員会設置要綱

坂出市再生可能エネルギー導入推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるゼロカーボンシティの実現に向け、市民および事業者等と連携しつつ、地域に根ざした再生可能エネルギー事業を推進することを目的とした坂出市再生可能エネルギー導入推進計画を策定するため、坂出市再生可能エネルギー導入推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、および検討する。

- (1) 再生可能エネルギー導入の現状や課題に関する事項
- (2) 温室効果ガス排出量の推計に関する事項
- (3) 再生可能エネルギー導入量の推計に関する事項
- (4) エネルギー地産地消および地域循環共生圏を見据えた脱炭素型事業モデルに関する事項
- (5) ゼロカーボンシティ実現までのロードマップに関する事項
- (6) その他再生可能エネルギー導入目標等の設定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 香川県地球温暖化防止活動推進委員
- (3) 香川県地球温暖化防止活動推進センター職員
- (4) 産業関係者
- (5) エネルギー供給事業者
- (6) エネルギー消費者
- (7) 金融機関
- (8) 行政関係者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、議事の進行および整理を行う。

4 会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員のほかに関係者に対し、会議の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出および協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、政策部政策課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。